

FSC® 中核的労働要求事項に基づく方針声明

1、児童労働の禁止

当社は、法令が定める最低就業年齢に満たない児童を就労させません。また、18歳未満の従業員を、健康が損なわれるような危険有害業務に従事させません。

2、強制労働の禁止

当社は、いかなる就業形態においても、強制・拘束・非人道的な囚人労働などの労働力を用いません。また、従業員自ら雇用を終了する権利を尊重します。

3、雇用および職業における差別の撤廃

当社は、基本的人権を尊重し、人種・国籍・性別・宗教・学歴などによる差別を行いません。また、採用・昇給・昇格など雇用や職業における差別も行いません。

4、結社の自由と団体交渉権の尊重

当社は、労働者による結社の自由、および労働環境や賃金水準など労使間協議を目的とする団体交渉権を尊重します。

以上

2022年6月14日

株式会社橋本

代表取締役社長 橋本 正彰